

三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	こどもの室内遊び場遊びサポーター
募集人数	フルタイム：3人程度
申込受付期間	令和8年1月23日（金）午前8時30分から 令和8年2月4日（水）午後5時15分まで
業務内容	こどもの室内遊び場 みよし 森のポッケの管理運営業務全般を行います。利用者のサポート、ワークショップやイベントの開催、施設及び遊具等の維持管理、清掃業務、ボランティアの育成、関係機関との調整、各種書類・資料の作成、利用料徴収、会計事務、施設の利用案内、利用促進のための広報など
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和8年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）及び土曜日・日曜日・祝日を含むシフト勤務が可能である人 3 次のいずれかに該当する人 ア 保育士、幼稚園教諭等の資格を有する人 イ こどもの発達または遊びに関わる実務経験を有する人</p> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】</p> <p>必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>(2) 自己アピールシート【指定様式】</p> <p>各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。</p> <p>(3) 資格を証する書類の写し（受験資格3のうち、資格証等がある場合のみ）</p> <p>受験資格3のうち、資格を証明する書類がある場合は、書類の写しを提出してください。</p> <p>(4) 返信用封筒</p> <p>後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、<u>110円分の切手</u>を貼った長形3号封筒(12.0cm×23.5cm)を同封してください。</p>

	<p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒(24.0cm×33.2cm)に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込(子どもの室内遊び場遊びサポーター)」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください(申込受付期間内必着)。 ※提出された書類等はお返しません。</p>												
受験票の交付	受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和8年2月9日(月)までに発送する予定です。令和8年2月12日(木)までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。												
試験	<table border="1"> <tr> <td>日 時</td><td>令和8年2月14日(土)</td></tr> <tr> <td>場 所</td><td>三次市役所6階会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)</td></tr> <tr> <td>方 法</td><td>面接試験(個人ごとの面接による口述試験、約10分)</td></tr> <tr> <td>携 行 品</td><td>受験票</td></tr> </table>	日 時	令和8年2月14日(土)	場 所	三次市役所6階会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)	方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験、約10分)	携 行 品	受験票				
日 時	令和8年2月14日(土)												
場 所	三次市役所6階会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)												
方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験、約10分)												
携 行 品	受験票												
審査・ 合格～採用	<table border="1"> <tr> <td>審 査</td><td>合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。</td></tr> <tr> <td>合 格 発 表</td><td>合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。</td></tr> <tr> <td>名 簿 登 載 (職種別)</td><td>試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。</td></tr> <tr> <td>採 用 決 定</td><td>採用候補者名簿登載者を令和8年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。</td></tr> </table>	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和8年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。				
審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。												
合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。												
名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。												
採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和8年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。												
個人情報の取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。												
主な勤務条件	<table border="1"> <tr> <td>任 用 期 間</td><td>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有</td></tr> <tr> <td>勤 务 场 所</td><td>三次市子どもの室内遊び場</td></tr> <tr> <td>勤 务 時 間</td><td>4週間につき8休日のシフト勤務 午前8時30分～午後5時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有</td></tr> <tr> <td>休 日</td><td>不定休(4週間につき4日), 休館日(水曜日), 年末年始(12/29～1/3) ※振替有</td></tr> <tr> <td>休 暇 制 度</td><td>年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか</td></tr> <tr> <td>給料・報酬</td><td>(福祉職給料表1-18号給)月額218,700円</td></tr> </table>	任 用 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有	勤 务 场 所	三次市子どもの室内遊び場	勤 务 時 間	4週間につき8休日のシフト勤務 午前8時30分～午後5時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有	休 日	不定休(4週間につき4日), 休館日(水曜日), 年末年始(12/29～1/3) ※振替有	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか	給料・報酬	(福祉職給料表1-18号給)月額218,700円
任 用 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有												
勤 务 场 所	三次市子どもの室内遊び場												
勤 务 時 間	4週間につき8休日のシフト勤務 午前8時30分～午後5時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有												
休 日	不定休(4週間につき4日), 休館日(水曜日), 年末年始(12/29～1/3) ※振替有												
休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか												
給料・報酬	(福祉職給料表1-18号給)月額218,700円												

手当制度	時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、地域手当ほか
福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
服務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市子育て支援部こども家庭支援課育児支援係（市役所東館2階） TEL 0824-62-6148 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の 8:30～17:15（祝日を除く）

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。